

令和3年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月13日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月20日 午前10時00分		
	散 会	12月20日 午後3時18分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與 那 勝 治
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津		
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

## 令和3年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和3年12月20日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第57号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第58号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第59号	今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第60号	今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第61号	今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第62号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	質 疑
7	議案第63号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	質 疑
8	議案第64号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	質 疑
9	議案第65号	指定管理者の指定について	質 疑
10	議案第66号	令和3年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	質 疑
11	議案第67号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	質 疑
12	議案第68号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	質 疑
13	議案第69号	令和3年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	質 疑
14	議案第70号	令和3年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について	説明・質疑
15	議案第71号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	説明・質疑
16	報告第11号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区）	報 告
17	報告第12号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区）	報 告

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	報告第13号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事） 3工区）	報 告
19	報告第14号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工 事））	報 告

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

下の提案理由に、地方公務員法第3条第3項の規定により教育相談員及び社会教育指導員を特別職の非常勤職員から会計年度任用職員へ移行する必要があるため、この議案を提出します。とありますけど、次のページ、現行と改正後(案)ということで、現行は職名、報酬の額が書かれておりますけど、改正後(案)には、職名、報酬の額が書かれておりません。これはどうなのか、説明求めます。

それと現在、その方々は何名おられるのか、お伺いします。

週に何日、出勤なさるのか、お伺いします。以上。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

議案にありますとおり、新旧対照表をつけておりますけれども、現行、右側ですね、改正後(案)ということで、左側になっております。

今回の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、現行、教育相談員、報酬額が月額7万5,000円。あと社会教育指導員、月額7万5,000円、それを削るということで、左側の現行のところは空欄になっております。削って、今度は会計年度任用職員のところ位置づけということになります。

何名かということでございますが、教育相談員はただいま2名おります。社会教育指導員については1名です。それから、週何回の出勤かということですが、大体週に3回ぐらいの程度のペースで、出勤しております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 今の説明では、会計年度任用職員に置き替わるということで、書いてないということですね。それと、今の説明では教育相談員が2人、社会教育指導員が1人ということで、トータル3名ということでよろしいですか。

週に3回ほどということで、説明があつたので再度、別々の日のスケジュールで出るのか、同じ日に3名出るのかですね。お伺いします。以上。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

私の学校教育課で所管しております教育相談員についての説明でございますが、週に3回、毎日月曜日から金曜日まで最低1人はいるようなシフトを組んでおります。2人で動かなければいけない案件もあり

ますので、その場合は2名で出る場合もございます。ということで、必ず何曜日の何時からということで決まっているということではありません。これは案件に応じて柔軟に対応しているところがございます。

会計年度任用職員に移行するのは何名かということがありましたけれども、教育相談員については、現在通している2名の定員について、会計年度任用職員に移行するというところがございます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 議案第57号について、質疑いたします。

いろいろと今回、特別職から会計年度任用職員ということで、ちょっとそこでお伺いしたいんですけども、特別職と聞いたら有休、そういったものは特にないのかと思えますけれども、会計年度任用職員ということになると、やはり週3日出る中で、休んだ場合には欠勤という扱いになるのか、そしてまた有給休暇とかも付与されるのか。そういった雇用の在り方というのが特別職から会計年度任用職員になったときに違いがあるのか、お伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

会計年度任用職員に移行するに当たって会計年度任用職員が、全会計年度任用職員が有する有休であったりというものは付与されることになります。ただ、1週間当たりの勤務時間によって期末手当であったり、いろいろその辺が変わってきますけれども、会計年度任用職員の制度にのっとった形で付与されるということになります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 教育相談員とか、そういった社会教育指導員というのは、実は時間で縛られてできるようなものではなくて、本当にこの場面場面に行ったり、時間に拘束何といたしましうか。要はこの相談に乗る時には、逆に長く乗ったりいろんな意味で縛られてはなかなか対応ができないものになる中で、逆に特別職とかでよかったのかなと思ったりする部分があって、その管理がとても、だからこれによって相談の在り方が何かやりづらくなる。時間を気にした中でのやり取りかというふうになってしまうのかなという意味では、会計年度任用職員という形になってしまったときに労働時間の問題、いろんな問題が出てしまわないかなというところでちょっとその辺が気になって、ある意味、子供たちの置かれている環境とかいろんな意味で、そういった相談員の役目というのがすごく大きい中で、逆にもうちょっと報酬を上げて自由に動けるような、相談に乗れるような体制を築いた方が職員という形では何か時間だけに縛られてしまうようなイメージが湧くものですから、改めてこの相談員の相談、仕事の在り方とか、それによって何ら変わらないというなら、それはそれでいいんですけども、その辺で何か、動き方に変化が出てしまうおそれがあるのか、改めてその辺お尋ねいたします。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

特別職の非常勤職員ですと、月額給が決まっております。時間も大体、週に3日程度ということでやっておりましたけれども、やはり相手があって時間も何と言うんですか、こちらで決めてできるようなことでもありませんので、逆に会計年度任用職員になることによって、自分の実働時間に合わせた時給換

算になりますので、実働時間に合わせた報酬が得られるというところからすると、自由度が逆に増していくのかなというところで考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今回の特別職となると、7万5,000円というのがもう固定されてしまうけれども、この会計年度任用職員によっていろんな働き方の中でも、この働いた時間というのも認められて、もしかしたら報酬としてはその分、上乘せになるというところであるというところであるならば、全然もう、いいことだと思いますので、そういった形でこの7万5,000円の中で、時間も限られた中で相談がしづらいのかなと思ったんですけれども、そういう意味では今、話を聞いてとても安心しましたので、その辺はそれはやはり相談員も生活もありますし、時間に拘束された中で、働いた分は認めてもらえるような環境づくりであるということなので安心しましたので、そういうことでを対応お願いします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第58号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第58号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

提案理由には、今帰仁村が発行する各種証明書等の交付手数料を見直す必要があるため、この議案を提出します。とありますけど、なぜ見直すのか、理由ですね。これでは分かりにくいんです。

別の地域との差額はどうか。過去、手数料が見直しされたのは、もう何年前なのか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

まず1点目でございます。見直す理由についてでございます。お手元にある概要説明書にも記載しておりましたが、今回の手数料の改定見直しにつきましては、3つの柱を立てております。

まず1つ目が、財政運営の健全化、そして持続可能な行政運営を図るという点でございますが、その点につきましては、実際にかかる経費をきちんと算定して、適正な理論上ではございますけれども、適正な手数料を算定して、負担していただく皆様にご理解をいただいた中で、手数料の改定を行う。

それから、サービスを利用する方、利用しない方がおりますけれども、利用しない方と利用する方の公平性を保つという観点。

それからこれまで消費税が何度か引き上げられてきましたけれども、その消費税に伴っての、消費税を適正に転嫁したり反映したりというようなことを今まで行っていなかった点を、今回改正をするべき目的として挙げております。

それから他地域との状況でございますけれども、今回見直す手数料につきましては、住民課が所管する事務についての手数を主な手数料としておりまして、今帰仁村手数料条例に書かれている手数料でございます。大きな枠といたしましては、戸籍や住民票などの発行ですが、戸籍については法定で決められて

おりますので、住民票等の関係のもの、それから税務証明に係るものが大きな発行手数料になります。

では、他の地域との関連でございますが、北部地域で見ますと、ほぼ北部地域は200円で統一されている部分がございます。今回、今帰仁村といたしましては、現行「200円」のところを改正後「300円」というふうに、主な改正をいたします。

一部、図面等の交付や、名寄帳等の台帳の写し等については、若干この料金とは異なりますけれども、適正な価格を出して今回、議案として上程しているところでございます。中南部につきましては、この「300円」の状況が、改正で出ておりますので、今帰仁村としても適正な価格として、今回改正する額を表示してございます。

過去の見直しについてでございますが、これまで、例えばこの住民票の「200円」の設定についても、見直しはされていないというふうに理解をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、他地域との差はあります。これは自主財源の確保も含まれているということで理解してよろしいですか。

これは文書に、令和4年4月1日から施行するということとあります。課長、再度答弁をお願いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

議員のおっしゃる通り、自主財源の確保というのも大きな目的でございます。

それから、施行日でございますが、令和4年4月1日を予定しております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第59号 今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第59号 今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

提案理由には、今帰仁村火葬場の使用料を見直す必要があるため、この議案を提出します。とありますけど、この見直すのは、火葬場の改修の目的もあつての見直しなのか。お伺いします。

それと次のページにあるのは、現行、改正後ということで、村内、村外の場合は違いますけど、この改正後は、村外の方がやった場合、大体約3倍で、私たち村内の方は大体2倍ぐらいの料金が制定されておりますけれども、それと同じですけど、0歳から11歳まで、村内は1万4,000円、村外は3万5,000円です。12歳以上、大人としての取扱いで2万円なのか。11歳までは1万4,000円、12歳以上は2万円ということであって、村外は5万円と書いてあります。この年齢の差額はどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

今回、村営火葬場の使用料についての見直しを上程してございます。まず1点目でございますが、この改正の目的が修繕の予定があるかということでもございましたが、今回の見直しについての算定方法でございますが、修繕の見直しを見込んでのものではなくて、これまで5年間で修繕をした経費も含めて、電気料であったり、委託の費用であったり等の経費を含めて、年間の利用実績で割って1件当たりの必要な額を出しました。

それが、適正な価格として出た額が1.5万円はかかるという算定でございます。そうしますと、あと、公費の負担割合になりますけれども、村民の方々はもちろん公費を使うということは、私どもも理解しております。ただ村外の方につきましては、その適正価格を100%持っていたいただきたいということで、今回12歳以上、こちらは年齢としては大人も含めた一般火葬として理解をいただきたいところでございます。村外を5万円、そして、村内の設定はどうなのかということでございますが、村内は公費を含めて50%、そして公費が50%、自己負担を50%で割合を持っていきたいという考えから、村内をこの12歳以上の一般火葬で考えますと、先ほど申し上げた村外は100%、村内につきましては、50%、50%でこの適正価格を持ちたいところでございましたが、いろいろ協議を進める中では、まず50%、50%になると2万5,000円になるわけですが、協議をする中で、もう少し負担割合を軽減するのはいかがかというところで、2万円の設定にしております。

今後また必要経費を確認しながら、適正価格の負担割合等も見直しを図っていく。それを5年程度では、きちんと確認をしていきたいという考えでございます。

12歳以上は一般火葬で大人というふうに考えていただいて結構です。0歳から11歳は、この一般火葬の70%の割合で料金を設定しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次に、改葬1体につき火葬は5,000円として、村外は1万2,500円と、次に、新しくできた項目に、身体の一部とありますけど、これは、どういうことなのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

仲村美奈子 住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 手術等の肢体等にかかる身体の一部でございますが、事故やあるいは手術等で、病気等で、手であったり足であったりを切断した場合に、その切断部分を火葬する場合の料金の設定でございます。

それから、改葬の際の1体というのは、改葬する際にお墓からお墓、あるいはお墓からメモリアルパークのような墓地に移すような場合に、火葬が必要なご遺体については、もう一度火葬をして、火葬の証明を出して改葬するんですけども、そのご遺体が、1体についての使用料でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 大体分かったんですが、昔、洗骨した骨をまた新たに火葬する場合の確認を含めてということで今、理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子 住民課長。



○ 仲村美奈子 住民課長 説明いたします。

全くそのとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これも施行は、令和4年4月1日からということで、よろしいですね。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 その予定でございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 議案第59号について、質疑いたします。

今、同僚議員の質疑でも、ある程度分かったんですが、先ほど、実質この村外の5万円ぐらい、12歳以上になりますけれども、5万円ぐらいかかっているところを、村は半分半分ではなくて、やっぱり公費で結構負担しよう。村外の場合は、現行だと1万5,000円とかになっているんで、やはりそこに今帰仁村の村の単費でこれになっていると思うんで、火葬場のは。そこをこれはもう実費いただくという形での改正になるというふうに説明がありましたが、やはりこれに至っては、件数的にとか、持ち込みという言い方おかしいんですけど、例えば村内の火葬のみじゃなくて、村外から結構件数が増えてきたから、こういう条例改正をしようかなと至ったと思っております。件数的にもし数字があれば、例えば去年の令和2年度、村外から幾つあったとかあれば説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの1番島袋 誠議員の質疑についてご説明いたします。

村外の件数については、過去3年間でいきますと、平成30年が4件、元年になりまして5件、去年は多くて11件ございました。去年はコロナの関係もあって、各葬祭場がある程度の規制をかけたこともありまして、中南部からの予約がかなりあったということが理由でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 件数ですね。過去3年が、4件、5件、11件ということで、理解いたしました。

今、改正して今後、こうやって、やはり今帰仁村に住んでいる方は、こうやって今帰仁村でいろいろ負担していただくのは、もちろんいいと思っているんですが、それ以外に使われると、今帰仁村にとっては限りある財源なので、先にこれで継続的にできないというのが一番困りますので、これを防ぐ意味でも条例改正、今すべきだったというふうに感じておりますが、村民の負担が多少なりとも増えるということで、やはり理解は必要で周知ですね。こちらにも書いてあるんですけど、「広報なきじんやホームページ等を活用して、周知を徹底します」と書いております。

ぜひですね、やはりこれまた、そういうのも今、村にとって継続するために必要な改正ですよということも分かるようにして、周知していただきたいと思っておりますが、もう一度、その説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員のおっしゃるように、令和4年の4月1日からの施行になりますと、かなり住民の皆様にも、ご理解をいただいた中で施行をしたいというふうに考えます。周知につきましては、広報なきじん、ホームページをはじめ区長会、それから必要な掲示等も含めて、理由もしっかりと説明をして、周知を図っていききたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第59号について質疑いたします。この0歳から11歳、12歳以上と区分があるんですけど、この区分の根拠は何なのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

ただいま0歳から11歳、それから12歳以上の区分についての根拠的なところでございます。ちょっと法令で、どのように根拠づけがされているかあれですけれども、体格的にも12歳以上になりますと、おおむね中学生の皆さんも含まれますので、大人の認識で区分がなされていると理解しております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 悲しい話ですけど、0歳児とかはそんなに燃料要らないと思うんですよ。0歳とか、1歳、2歳とか、もっと細かく分けたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。12歳以上は100歳とも一緒なんです。100歳の高齢の方も、そんなに燃料とか使わなくなるんじゃないかなと思うんですよ。もっと体格に合ったような、区分けとか、年齢で分けるんだったら、もっと細かく区分けしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。幼児とか高齢者は一緒に、もう少し安価にして、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

そうですね、議員がおっしゃいましたように、燃料の使う量とかも変わってくるのではないかということでもございました。今回の設定につきましても、経費にはまだまだ足りないところがございますので、負担していただきたい額として、今、設定をさせていただいております。

ほかの市町村を見ても、同じような区分のとり方をしているのが現状でございます。実質、お年寄りも、それから小さなお子さん、ゼロ歳児であっても、燃料代は、燃料としては変わるかもしれませんが、非常に慎重になる部分もありまして、位牌でご遺族に返すのか、遺骨で返すのかという大きな境目もあります。できれば、ご遺族のご希望どおり、ご遺骨で、遺骨で返したいというのが根本にあります。この燃料代で言われますと経費としては、この設定の額でもご負担していただきたい額には、経費として、まだまだもっとかかっている。できればこの区分でこの負担していただきたい額として、皆様にはご理解をいただけるように、こちら周知を図っていききたいというところでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 課長が、おっしゃっているのは、もう当然だと理解はしているんですけど、もう少し年齢の区分を細かくして、細かい金額の設定を組替えても、よろしいんじゃないでしょうかという話なんですけど、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在のところ、この区分を再分割するというのは、考えていないところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第60号 今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第60号 今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例について、質疑いたします。

提案理由には、今帰仁村営葬斎場の使用料を見直す必要があるため、この議案を提出します。とありますけど、次のページです。現行と改正後(案)の区分に葬斎場、祭壇、納骨室ということで、下の祭壇、納骨室には、変更がありませんけど、この葬斎場は村内、村外ということで2倍以上になっていますけど、これは目的はこっちだけ上げたのはなぜなのかですね。3つは必要はなかったのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

改正の理由については、先ほど議案第58号でも述べましたように、手数料条例の一部改正の目的と似ております、同じでございます。

ではなぜ葬斎場の使用料だけ、今回見直したのかということですが、直近3年間の使用状況、電気料、それから管理委託を含めた、維持管理にかかる経費を、葬斎場の使用実績で割って、今回適正価格1件当たり2万2,000円という価格が出ました。その2万2,000円の価格について、使用料については、村外については100%持っていただきたいということ。村内については、その50%、50%。50%を利用者の負担、それから50%を公費で賄うということで、1万1,000円の使用料が確定しております。

祭壇でございますけれども、祭壇については、もう20年ほどつくってからなるんですけれども、そこについては、実際修繕費とかもかかっていない現状でございます。

今後、老朽化して修繕がかかる。あるいは、つくり替えるというようなときには、今後また、5年のスパンで、使用料については適正かどうかの価格を見直すというふうに、基本的な考えを持っておりますので、その時に、修繕費が上がったり経費が上がったりというときに、再度また見直したいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この祭壇ですね。我々区長会のとときにやってもらいました。前は業者から30万円、40万円、祭壇だけでした。年間いろいろ計算しても、何千万円と今帰仁村から出ていました。一番、今帰仁村で、祭壇だけで、200万円と100万円の2種類ありました。それは村の葬儀のときです。それでは困るということで手配して、役場が祭壇を購入して今の安い価格になったと思っています。今、その祭壇を使わないでも、また別で業者にやっている方もいるんです。使う比率は、村のものを使うのと業者を使うのとで何割ぐらい業者が高いのでやっているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

正確な負担は分からないですけど、村営の祭壇を使っている方が多いというふうに実感しております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第60号について質疑いたします。

約、葬斎場の利用を50%にするということで理解いたしました。これはこれもそうなんですけれども、他町村との比較とかもされているのかどうか、伺いたしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑についてご説明いたします。

北部圏内でいいますと今、葬斎場については本部町が7,000円、名護市が2,000円、国頭村が1万円、伊是名村が1万5,000円と。これはそれぞれの市町村の皆さんが使う場合の設定でございます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 大体理解いたしました。

本部町が7,000円で、名護市が2,000円と、他町村でも1万円から1万5,000円ということで理解いたしました。これは平成5年ですか、条例制定してだったと思います。今が令和なので、大分長い間されているわけなんですけれども、これ議案第58号から、この議案第60号まで、基本的に使用料の見直しということで理解しているところであります。

これはもちろん自主財源の確保にもなりますし、公費負担の軽減ということで、しっかりと見直したいということで、提案理由は理解しているところでありますけれども、これはトータルまず議案第58号から議案第60号含めて、結構長い間、基本的には、そんなにこう改正されていないというふうに理解しているところなんですけれども、これまでこういうふうな手数料等の見直しというのは、その時々で重要なものだと思っているんですけど、これまでトータルで検討されたことがあるのかですね、これはすごく大事なもので必要なことだと理解はしているんですけど、これはあくまでも村民に理解していただくためにも私たちは重要なことだと思っていますので、これまでの検討はちゃんとされてきたのか。また、なぜ今なのかというところを伺いたしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

村では行政サービスに係る手数料や使用料、ほかにもたくさんございますけれども、今回住民課が所管する事務についての手数料と使用料という改正となりました。全体的な見直しについては、これまでもや

る時期、どういうふうにやっていくのかという基本的な考えもまとめながらではありましたが、なかなか実施につながらなかったのが現状でございます。

ではなぜ今回、住民課の所管する手数料と使用料について改正を行うのかということでございます。議員がおっしゃるように公費の負担を抑える。あるいは、自主財源の確保に少しでもつなげるというようなことを掲げて改正に至っておりますけれども、住民課の所管する手数料等が、他の市町村も少し動きがございまして、この3年ほど少し練っているところがございました。私どもも練っていたんです。住民課の手数をどのようなふうに変更をしていくか。

明らかにもう必要だと思ったときが、去年の末ぐらいからで、基本的な考えをきちんと整えて改正しようということで、今帰仁村手数料条例の一部の改正を行ってきました。使用料につきましては、ちょうど今まで延ばし延ばしにしていた炉の改修であったり、耐火材とかセラミック材の改修であったり、ちょうど2つのロッドも修繕を終えることができました。それで、適正な修繕費等を含めた経費を算出できるというこの時期に、改正をしたいというふうに考えました。

葬斎場もそのような考えでございます。今回が適正な時期という判断をしております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 火葬場に関しては、これまで改修等ですね、ある程度めどがついて、終わったことをきっかけにですね、これまでかかったことをしっかりと経費負担。計算しやすい根拠にしたということで理解いたしました。

手数料とか、今回の火葬場の使用料とかは、基本的にはやはり住民負担が増える、お願いすることになりますので、ぜひこれまでの検討された経緯を含め、なぜ今なのかとか、同僚議員からもありましたけれども、村民がしっかりと理解して4月からスムーズに移行できるような形で、ぜひ丁寧な説明を求めていると思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第61号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第61号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

提案理由には、産科医療保障制度の見直しを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。とあって、次の改正です。

現行と改正後(案)のほうでは、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として「40万8,000円」ということで、現行が「40万4,000円」とあって、下の村長が必要と認めるときはとあります。こっちはまた4,000円、差額が下がって、前の4,000円上がって、合計同じなんですけれども、本人が受ける額は。これは、どういうことで向こうが4,000円上がったから、こっ

ちに「1万6,000円」から「1万2,000円」に、変わったのかどうか、お伺いします。トータルで金額同じなんですよね。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

まず産科医療保障制度、分娩の際に生まれてきた子供が重度の脳性麻痺等になった場合に、経済的な負担の保障とか、あとその原因、要因等を分析して、そういうことが起こらないようにということで、実は公益財団法人日本医療機能評価機構というところが掛け金をいただいて、そういった場合には保障金というんでしょうか、支払いすることになっています。そもそもその掛け金が、これまで「1万6,000円」だったのが「1万2,000円」に引き下げられました。その掛け金については、国民健康保険では出産一時金と合わせてこの世帯にお支払いをするんですが、これまでは1万6,000円だったんですけれども、1万2,000円に引き下げられました。そうすると、そのままお渡しすると本人の手元に渡る金額が、実際上4,000円下がるということになりますけれども、国の方の社会保障審議会でも、掛け金が引き下がったので、その金額を落とすのではなくて、少子化の対策の意味からも含めて、手元にいただくお金は引き下げないほうがいいんじゃないかということで、逆に、出産一時金のほうを4,000円上げて、対象者の手元に届く金額は、逆に一緒にしたということの内容になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今の質疑の中で確認したいのがあって、この支給額が改正後「40万8,000円」に、今4,000円プラスになると。加算額が「1万6,000円」から「1万2,000円」「4,000円」の減額になるというところなんですけれども、この加算額を受給するに当たっては、この産科医療保障制度が適用された世帯がこの分支給されるのかなと思っていたんですが、今の説明を聞いていると、丸々全部42万円いただくということになっているのか、例えば重度脳性麻痺になった場合の世帯、そうでない普通の健常な分娩であった世帯も、この加算額を受給する制度になっているのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

まずですね、出産する場合にはこの分娩機関のほうでその掛け金を、もちろんこの制度に加入している分娩機関が出産する妊婦さんよりあらかじめこの産科保障制度の掛け金をいただいて、保障できる制度に分娩機関の方が運営組織のほうに加入するという形になっています。基本なので、分娩機関がこの制度の保障制度に加入していないといけないということなんですけれども、その掛け金を私たち自治体のほうも、その世帯のほうにお支払いをして、そのままこの掛け金をその制度を適用している機関に、お支払いすることなので、実際生まれてくる前に、掛け金は発生するということになります。

まず、そういうことは掛け金をお支払いしたら、保障期間が開始しますので、それ以降、そういった事故や、そういった重度の脳性麻痺にかかった場合には、一時金すぐ600万円で毎年120万円の20年間でしたか。合計3,000万円になると思うんですけど、これは一律になりますけど、そういった形でお支払いがさ

れるという仕組みであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 この制度自体あまり理解していなかったものですから、確認のために質疑いたしました。

あとこの4,000円のほう、支給額が4,000円増額になるというところなんですけれども、この辺の負担、財源は、県の連合と国と市町村も多少出るとかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この出産一時金につきましては、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1という形になっています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第62号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について」を議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第63号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 「議案第64号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

日程第9. 「議案第65号 指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第65号 指定管理者の指定について質疑いたします。

提案理由に、今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例、第5条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。とありますけど、この指定管理の団体ですね。住所が大阪となっております。

す。なんで地元はなかったのかなと思っていますので。応募に来たのが何団体来たのか。それと、プレゼンをやったのは何団体なのか。いろいろプレゼンやったメンバーの点数は、おのおの大体幾らの評価なのか。

それと、指定管理の補助は幾らあげるのか。5番目に、今帰仁村の団体から何社の応募があったのか。このテナントとも並行しますので、新しい飲食店、テナントの管理もこの方々が賄っていくのか、お伺いします。今現在、働いている職員はどうなるのか、お伺いします。

また、古宇利、管理全体ですので。しらさの前のトイレの管理もこっちに入っているのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時04分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

まず、村内の団体につきましては、今回8社の応募がございまして、そのうちの4社が村内の団体となっております。その後、第1次審査を終えまして上位3社を選定いたしまして、プレゼンをしていただきました。その中で今回上程されている1社が選定されたということでございます。その点数につきましては、選定委員の点数でございまして、こちらのほうでは公表をすることは差し控えたいと思います。

指定管理の金額につきましては、自主事業で賄うということになっておりますので、村から指定管理費用を支出するということにはございません。これまでもそのような状況でございました。

あと5店舗の今回テナントのまた選考もあるわけなんですけれども、そのテナントの入居者と協力して、維持管理を行うということになっております。また、施設使用料や水道料金の徴収を行うと。そういうことも仕様書にはうたっております。それを踏まえて、村のほうに納付するというところでございます。

あとですね、現職員につきましては全く団体が違う状況でございまして、そのあたりについても、この今回の方が採用するか、しないかというのは今後の会社の調整になってくると思います。

議員質疑のありました、しらさの前のトイレですか、そのあたり、このトイレにつきましては、県の建物でございまして建設課のほうで、今のところ管理をしているということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

しらさ前のトイレについては、指定管理者の管理ではありません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明で大体分かりました。プレゼンに至ったのが3社あるということですので、この3社は村内なのか、2社は別にお伺いします。

管理の補助はなしということであって、このテナントの飲食店5店舗は、役場に申請してテナントの5店舗は入るのか。この業者に申請して、業者のほうで5店舗のテナントの分はあるのか。やっていくのか、



お伺いします。

今、しらさの前のトイレは、この業者が管理になっていないということでありまして、県の管理ということであったんですけど、今後このしらさの前のトイレは、県と調整してどういうことでやるのか。いろいろ、しらさの食堂から苦情があつて、どうにかしてくれということ、課長も前に一緒に行ったんですけど今後、県とのこのトイレの管理、どういった方法で進めいくのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

3社プレゼンの中で、村内が何社だったかという質問だったと思うんですけど、3社のうちの1社が村内の支店にありました。本社は千葉県だったんですけども、支店の方が今帰仁村にあるということになります。

あと、今回のテナントについては、それも公募をいたしまして、募集しております。よって、今回の指定管理者との関連性は全くないということです。村の方で募集をして、テナント業者を決定して、その後、指定管理者と調整して、しっかり運営していくという流れになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 3社のうち、村内業者は1社ということで認識してよろしいのでしょうか。それと今のテナントは後は、この指定管理者とは関係なく、村に申請ということでしたので、期間も別々なのか。飲食店、テナントの期間と、この委託業者の期間とか、結局ずれるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

テナントにつきましては、指定管理と全く別の形で進めております。ただ、指定管理に選ばれる方とテナントは重複することはできないということは条件につけております。テナントにつきましては、少しずれて公募をして、選定して入居していただくという形になっております。テナントについては、議会の議決を得る必要はありませんので、まだ少し余裕があるということで、少しずれて進めているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 このテナントの営業運営は、今から募集して何月頃をめどに、運営供用開始ということで予定されておりますか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑につきまして説明いたします。

指定管理も4月1日から管理していただくと。3月で、現指定管理者の期限が切れますので、3月いっぱい現指定管理者にさせていただいて、4月1日から、新たな指定管理者に管理を行っていただくという形になっております。

テナントにつきましても、3月に協定契約等の締結等を結びまして、4月1日から営業を開始していただくと同時にというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第65号について、お尋ねいたします。

今回8社の応募の中から、この1社が決まったというところで、その資料の中で、いろいろ選定方法の選定基準というものが設けられておりますけれども、どういったところが優れていて、この会社が決まったのか。というところの説明を求めます。

それとこれ今回、管理料は支払わないということで、使用料は取らないのか。その辺をお伺いいたします。あと、会社が大阪というところになっているんで、当然、村内に本社を移すとは思いますが、改めてこの辺、この住所の問題というところの説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

まずこの今回選定された業者が優れていた点ということでございますけれども、これは選定委員の中で、その採点表の中で様々な審査項目を設けまして、その中で総合評価の中で選ばれたのが、今回上程されている会社となっております。

やはり、その中で重視したのが、設置目的を理解した提案内容であるかとか、そういったものを確認して、施設の効果を最大限に発揮するものであるかとか、そのようなものも評価した上で選定委員の評価による、今回の選定された1社であるというふうに考えております。

使用料につきましては、去る9月の議会でしたか、使用料の改正をしましたので8万円ということになります。あと、移転につきましてはですけども、この改正につきましては、去る12月15日には古宇利のほうに移転登記済みでございます。村内業者というふうになっております。これは本人たちの計画の段階から、どうしても古宇利のほうに店舗を置きたいと、拠点の本拠地として置きたいということでございましたので、それを即、申請して移転登記は終わっているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今説明いただきました。会社の方は、住所を移したと。使用料に関しては8万円と、テナントよりは多少高いぐらいで、あれだけの施設を8万円、ちょっと安くないのかと思ったりはしますけれども、そういうふうになっていると、条例改正で。

私が一番気になるのは、この選定の基準の中での今後この古宇利の観光、この施設というのは、やはり県内でも有数の観光施設であるというところで、それがどのような使用の仕方というのが、今後やはり村民にもこういう目的で、この会社は選ばれたんだと。だからこれをちゃんとそのとおり、計画どおり行っているか。ただ、総合的に判断してしまうと、何か、この会社はただ普通に運営しているだけの会社になってしまう。この会社はこれを目的に選ばれ、それをちゃんと指定管理の間はやり続けていくんだよという、自分たちが約束したプレゼンで示したような案でちゃんとやっているのか、それによっては指定管

理を外さなきゃいけない。ただ単に、月8万円の使用料だけでやったら、普通に運営していたら、十分で  
きるぐらいの最高の場所を8万円で、あの施設が借りられるなら、やはりでも、村から選ばれた中に、や  
はりこういう形でやっていくんだということを明確に、総合的というよりも、この会社の提案はこうい  
うことをやっていくんだということを明確に示した方が、やはりこの会社もそれに沿ってやっていけるよ  
うに、チェックしながら村の大切な施設を運営できるような仕組みをつくっていくべきじゃないのかなと  
思いますけれども。

その辺、この会社がこういうことをしていくんだということを示して、させるという方法は今後とって  
いけないのか、総合的に判断して、ここだったんだということで終わりなのか、その辺をもう一度、その  
辺を明確に示す必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑につきまして説明いたします。

議員おっしゃるとおり、その計画がしっかりなされているのかどうかということと、この事業につつま  
しては北振事業を活用しておりますので、当然、国の方にも報告事項が出てくるかと思えます。よって、  
そのあたりも担当のほうとしっかり内容を詰めて、プレゼンしたとおり、もしくはそれに近い内容でしっ  
かり経営されているのかどうか、そのあたりも踏まえて調査していくものだというふうに考えております。  
以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 8社も応募があって、やはりその会社が選ばれた理由というのが、そうい  
うことなのかということで、やはり納得できないと、今のままではどういう総合評価で何が評価されたの  
かというのが全く村民は分からないし、もしかしたら選ばれなかった業者も、あの会社は何が優れていた  
のかということが全く分からないような状態じゃないのかなと思っています。そういう意味でも、これ  
を明確にすることによってこの指定管理者も責任を持って、自分たちのやるべき事業、こういうところは  
約束したんだから、ちゃんとしていくんだという責任が伴うような仕組み、こういう企画を出せば選ばれ  
るんだと、また今後チャレンジする会社というのも出てくるだろうし、そうすることによって、また質の  
高い運営ができていくと思えますけどその辺を明確に、この会社が選ばれた理由。そして、この辺が優れ  
ていたんだと、その辺に、今回の指定管理者としての期間頑張ってもらうんだということを示すべきだと  
思いますが、村長どうなんですか。この辺ぜひ、今のような総合的に判断した結果って言われてしま  
うと、どの辺が総合的だったのか、この会社の特徴は何なのか。どうやって運営していくのか、やはり明確  
に見えた方が、質の向上にもつながると思うんですが、村長のその見解をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

その指定管理者選定委員会の委員の方々をもって、公正かつ公平に審査を行っているものというふうに  
理解しております。

もちろん、その選ばれた業者につきましては、その点数の採点表の中で、あと先ほども申し上げました  
が、北振の目的に沿った建物でしっかりその目的に沿った計画であるというふうに契約書が作成されてい

たという前提のもとで、今回選ばれたものというふうを考えております。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** どうしてもやはり村の施設の指定管理者というのは、それぞれ古宇利にしても、いろんな場所にしても、この会社に任せるといふ時にはすごい目的を持って、また村民としても村としても、期待がこもっているという中で、やはりこのプレゼンをして私はこういう形で、この施設を活用していきたいというのを、明確に村民に示すべきじゃないかと。じゃないと、総合的にと言われてしまうと、確かに総合的にはよかったのかもしれないけれども、全ての会社も総合的にはそれぞれよかったと思う。やはりその中でも選ばれる理由というのがあったんだと思うので、やはりそれを明確に示すことによって、この会社も責任を持って管理してくだらうし、今後とも、約束したことを守っていく、そしてさらに向上していくという質の向上にもつながる意味でも、ぜひこの総合的なということは分かりはするんだけど、やはり村民にもその辺が伝わるように、だからこの会社が選ばれたんだと、その辺が優れていたんだと。

また、選ばれなかった業者にも、その辺が私たちは劣っていたんだと、今後またチャンスがあるなら、それを上回るような企画とあれをつくって、今度はチャレンジしてみようというところが、今のままだったら、運営してもこの会社がどういった提案をしたのかというのが、ずっと分からないままになってしまって、質の向上につながらないと思うんです。そういう意味では、ぜひですね、この選ばれた理由、この会社の優れた部分、特徴というものを明確に示すべきだと。これは古宇利に限らず、ほかの指定管理も含めてしていくべきだと思いますが、最後に村長の見解をお伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の上程に至った経緯ではあるんですけども、18名の選定委員によりまして、厳正に審査を行い、この採点表による指定管理者として、的確であるという認識のもと選定されたものというふうに理解しているところでございます。

応募処理及び公開ヒアリングも行っておりまして、その内容を踏まえて高い評価を受けて、同社が次期指定管理者としての的確であるというような答申を私どもいただいたところ、決定をして今回、上程をしたという経緯であります。

議員おっしゃるように、確かにこのコンセプト、選ばれた理由、そういうのは明確にお示しをするべきではないのかという提案につきましては、まさにそのとおりでありまして、やはり今後この企画広告などのコンセプト、しっかりベクトルをしっかり村民にも見せて、村益になり得るような指定方法も今後、調査研究をして、全庁挙げて取り組んでいきたいという考えでございます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ **8番 與那勝治 議員** 議案第65号について質疑いたします。

いろいろ質疑あった中で、理解しているところもありますが、これ、ふれあいパーゴラ、これの令和4年4月1日からということでもありますけれども、現行、指定管理されている方々もおりますが、その中の

このふれあいパーゴラの引き継ぎっていうんですか。向こうはいっぱいいっぱい3月31日まで仕事して、4月1日から引き継がれるのか、その際に、新しい指定管理者は、自らイメージを持って店舗をつくり上げていくということもあると思うんですけども、これ内装等、このリニューアルっていうんですか、内装の改装までやりながら、店を開いていく計画があるのかどうか、この辺の引き継ぎの方法、タイミングですね、この辺どのようになっているのか、伺いたいと思います。

それと指定管理、応募する時とかのこの条件の中に、この商品とかその辺の条件もあったのか、商品の割合ですね、村内商品をどのぐらい置くようにとか、そういった条件まであるのかどうかですね。

それと以前にも、管理料のところで触れたのかお忘れでしたが、伊是名村、伊平屋村の窓口として今帰仁村があって、その伊是名村、伊平屋村の商品も取扱いできる場所が、今帰仁村にやはりあってほしいという要望もあります。そこで北部振興事業というところで、この古宇利の観光拠点施設というのは、まさしくうってつけの場所だと思うんですけども、伊是名村、伊平屋村の販売のブースとか、この専用専属というんですか、専門的に扱えるところがあるのか、スペースがあるのかどうか伺います。

それと、現行ですね、この指定管理されているこの区間ですね、この区間の中に、コンテナを設置してアイスクリーム等を売られていると思うんですけども、このアイスクリーム屋はそのままあるのか。今後、これが撤去されるのかどうか分かりませんが、撤去された後、この指定管理者が来たその後、またそのようにコンテナを置いて販売まで許可するのかどうかですね、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

まず引き継ぎのタイミングということでございましたけれども、今回の上程で、指定管理が決定することであることを前提といたしまして、現在の指定管理者としっかり調整していただくということになります。

あと商品の条件つきましても、その目的につきましても、事業の目的、北部連携ということでもありますので、そのあたりにつきましても当然、村内、北部地域の食材をきっちり使うということでの施設整備を目的として整備しておりますので、そのあたりも十分求めていきたいというふうに考えております。販売ブースにつきましても、それは指定管理者の今後の自主事業の関連等もございましたけれども、その目的が達成できるように北部の発信の場といいますか、そういった特産品の発信の場にできるようなことも調整していきたいというふうに考えております。

あと、現在アイスクリーム屋につきましても、この指定管理の範囲内に入っておりますので、まだその件につきましてもきっちり話し合われていないと思うんですが、こちらの考えといたしましては、一旦撤退といいますか、撤去していただくというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 商品等含めて、販売ブース等も含めて、これから話し合われるところもあると思うんですけども、ぜひですね、この辺も強く訴えて村内の商品の扱いとか、伊是名村、伊平屋村とか、そういったところの商品の扱いとか、その辺は、当局から強く求めていただきたいというふうにも思います。やはり向こうも商売してる中で、自分らとしては村内のもので固めてほしいところもあるんです

けれども、やはり固めたからといって売れなければ、向こうもやはり仕事としては減るわけですから、厳しいところもあると。以前、そのような話もあって、やはり売りやすいものから売っていくという傾向も、あることはやはりあると思うんですね。

今の指定管理の中で、陳列された物を見ている、やはり県内の有名どころの中南部あたりの有名どころのお土産品が列をなしているという状況もあると思います。なので今帰仁村の商品を育てる意味も含めて、どうにか粘り強く、今帰仁村のものはここで当初売れなかったとしても、これを粘り強く、ここで販売していただきたいというようなところまで、どうにか調整していただきたいというふうに思います。

それと、テナントですね、このアイスクリーム屋みたいな。今、この指定管理の中に、テナントを募集されて、テナントのスペースもあって、正式に応募をかけて入居されるわけですが、それ以外にコンテナを設置されて、販売等をされたら、やはり全然こう平等性もなくなるし、指定管理者のやりたい放題なところも出てくるので、この辺制限かけられるのかどうか、再度質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

その中に置く商品等々については、やはり議員おっしゃるとおりですね、全く違う市町村といいますか、ましてや国外等のものを陳列されると、何のための施設なのかということも疑問が出てきますので、重なりますが、目的に沿った施設であるように、しっかりと調整していきたいというふうに考えております。あと、その施設内に勝手にプレハブとか置かれると、景観上もおかしくなりますし、またテナントの方々についても、似たようなものがその場所で販売されるということになりますと、何のための募集で、何のための審査に通ってテナントを出したかと、出店したかということも疑問に持たれるかと思っておりますので、そういった点がないように指定管理者とは十分調整していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第65号について、質疑いたします。

これまで質疑されていますので、大体理解いたしておりますが、これは観光案内所も設置されているわけですが、その辺も指定管理者で行うという形になるかと思っておりますけれども、その辺ぜひ村内の観光メニュー等を様々に、幅広くやっている観光協会との連携とか。しっかりと村内の観光施設を含め、村内の経済循環に資するような案内が適切にできるように、その辺の連携も重要かと思っております。その辺を今後どうされるのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

観光案内ということなんですけれども、その件につきましては、しっかりと観光協会と連携していただくというふうに考えております。

あと、本人のプレゼンの中にもありました。商工会とか、観光協会、そういった方々ともしっかりと連携していくということもプレゼンでおっしゃっておりましたので、それを履行していただくというふうに考えております。

あと、その中に、北部全体のデジタルサイネージも設置されております。そのあたりの利用も含めて、しっかりと観光の案内、北部も含めてしていただくように調整していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今、商工会、観光協会含めて、しっかりと連携していくと、北部連携促進事業ですので、北部全体のこのデジタルサイネージでの発信もしていくということで理解いたしました。

先ほどから同僚議員からもありましたけれども、やはりかなりの額の、村の自主財源も捻出してできる施設でありますので、ぜひかなりの観光客が訪れる場所でもありますし、今後、古宇利は、県内はもとより、村のもちろん観光の中心地でありますので、そこが今後しっかりとリニューアルしながら前に進んでいくためにも、村製品の底上げも含め、そこでの経済循環をどううまくつないでいくかというところが重要かと思っています。

もちろん、今ある村製品もしっかりと取扱いつつ、底上げしていただきたいところも、もちろんあるわけですが、せっかく観光客が商品を買う場所でもありますので、様々な声もひろえるかと思えます。今現状、やはり売れる商品というのが陳列されているわけでもありますから、その辺も含めて比較と、また村、観光客の声等ですね、いろいろと幅広くひろえる場所でもありますので、ぜひその声をひろって、商工会、観光協会とも連携していくという、指定管理者の声もいただいているということでもありますので、その声をしっかりとひろって、また、今帰仁村の特産品開発等をいろいろと広くつなげていった方が、せっかくの施設でありますので費用対効果も最大限に発揮するためにも重要かと思っています。その辺の検討というか連携もしっかり行っていただきたいと思っていますけれども、見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員から提案のありました件につきましては、持ち帰ってしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

アンケート調査等々、方法につきましては、様々な紙ベースであったり、ネットといいますか、Web上であったり、いろんなやり方があるかと思えますけれども、しっかりと行うものというふうに考えております。その辺りのアンケート調査の結果等を分析し、特産品の開発とか、そこまで結びつけたら、さらに目的以上のものができ上がっていくのかなというふうに考えております。

まずは、これまでの指摘事項も懸念事項も、以前の方々等から拝聴して、しっかりと引き継いだ上で、今後また新たに何が計画書以外にのっている何ができるかということも、話し合いも進めながらよりよい施設になるように、課としても調整していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、お願いしたいと思います。

先ほど観光客のアンケートというか、意見をひろう方法もいろいろとあると思います。これも今よくあるようなクーポン付きのものに、アンケートをつけて答えたら、そういうクーポン券が与えられるとか、そのクーポンを使えるのは村製品に限るとか。いろいろと手法はあると思いますので、検討していただい

たらと思っています。

また今、この施設内に今コンテナが設置されているんですけども、これは撤去しますという話もありました。今、いろんなところでキッチンカー、移動販売車とか、すごく増えていますので、その辺のテナント業者とのバランスとといいますか、兼ね合いとかもいろいろ出てくるかと思っていますので、その辺今後、調整もこれ結構、橋の反対側の駐車場とか、いろんなところに移動車が実際出ていますし、古宇利にもどンドン来るかなというのがありますので、その辺の調整も含めて、ぜひとも指定管理者とは連携してやっていただきたいと思っています。その辺の見解まで、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

キッチンカーのお話がありました。駐車場については、計算された台数で整備されたものというふうに理解しておりますので、そこにキッチンカーを並べて、テナント業者との商品がかぶるようなことは、絶対に避けていかなければならないというふうに考えております。ただ、指定管理者とテナント業者、双方が合意して、例えばイベント的にやるとかというのであれば、いろんな地域おこしになるのかなというふうには考えております。そのあたりを踏まえて、しっかりと調整していきたいというふうに考えております。

先ほど少し説明が漏れましたけれども、この方々は、商工会にも今、加盟を準備しておりますして、観光協会の方には、加入済みだというふうに確認をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

日程第10. 「議案第66号 令和3年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題といたします。

歳出1款から4款。6款から10款。歳入、随時となっております。

これから歳出1款議会費から4款衛生費まで、及び歳入の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

次に歳出6款農林水産業費から10款教育費まで、及び歳入の質疑を行います。

質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第66号、補正予算について、歳出について質疑いたします。

55ページ、10款5項1目社会教育総務費の1節報酬、パートタイム会計年度任用職員の国頭郡体育協会、3万3,000円減となっております。これについての説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。



55ページ、10款5項1目1節報酬、国頭郡体育協会、パートタイム会計年度任用職員の3万3,000円の減額です。こちらは、10月をもって会計年度任用職員が退職しました。そして11月からまた新しく職員を採用しまして、それを勘案しまして、年度末までの報酬額で減額をしております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 このパートタイム会計年度任用職員、特に国頭郡体育協会の事務局等はですね、一般のパートタイムの会計年度任用職員と業務形態が少し変わるのかなと思っております、その辺の違いと時間、何時から何時までとか、そういった業務形態の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

国頭郡体育協会のパートタイム職員について。役場で採用されているパートタイム会計年度任用職員との違いは、形態的には実質、週35時間以内のパートタイムで計上しております。通常、コロナ禍でなく、平常の状態、国頭郡体育協会の大会等が開催されていけば、土曜日、日曜日の大会等もありますので、その中で、週2日ということでは当初は、土日の週休2日ではなく、週の中での週休2日で勤務をするということになっております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 土、日も出勤するということで、その分平日に休みがあるのかなというふうには認識しておりますが、この時給換算にして、土日の出勤と平日の出勤は普通、本採用の職員ですと変わるのかなと思っております。会計年度任用職員については、変わるのかどうか。パートタイム、フルタイム含めてですね。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 国頭郡体育協会の会計年度任用職員について、説明いたします。

先ほども説明したとおり、週の中で週休2日ということでは働いてもらうということで、土日勤務しても、通常どおりの時給、当然時間外が出れば、時間外で計算して支給するということになっております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 この辺、土日も、今はコロナ禍の中で土日のイベント大会等はなかなか開催できなくて、土日の出勤はほぼない状態ではありますが、次年度以降、村の体協職員についても、同じかと思っております。この辺のこの土日。土日は出て、平日休みだからということで、時給を同じような持ち方にするのはちょっと違うのかなというふうに、私は考えておりますが、その辺の当局の見解を求めたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

先ほども説明したとおり、雇用形態としては週休2日ということで、土日に限らず、週休2日ということで、雇用条件を提示して雇用しておりますので、この形態は変えずに、次年度も勤務していただくこととなります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出、質疑いたします。

58ページの14節のオートキャンプ場洗い場屋根設置工事の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

58ページ、10款6項1目14節工事請負費、オートキャンプ場洗い場屋根設置工事、こちらはですね、6月にオートキャンプ場を予算化して整備いたしました。水道を設置して洗い場の方まで整備したんですが屋根がなくて、利用時に雨、風、日光等をしのぐことができないということで、今回ですね、屋根を設置して、その対応を図るということで、予算を計上しております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 関連なんですけど、6月にオープンされたと聞いたんですが、現在までどれぐらいの利用者があったのか。確認させていただきたい。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 7月にオートキャンプ場を整備しまして、緊急事態宣言ということがありまして、当初8月を予定してのオープンでしたが、11月からオープンしております。緊急事態宣言で、8月の中旬オープン予定だったんですが、オープンできない状態が続いていました。

現在ですね、予約が12月に入って、2件入っております。実績として今現在では、宿泊はないんですが、試験的に指定管理者が宿泊、あとは、沖縄県キャンプ協会がですね、実験的に宿泊を一度やっております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 このキャンプ場、ホームページか何かで周知はされているんですか。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

周知については、指定管理者のホームページで周知をしてPRしているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 試験的に宿泊しているとのことだったんですが、オートキャンプ場ですよ。キャンピングカーを借りてきて、村内の抽選でも何でもいいですよ。家族連れ、子供連れの、そういった体験というのも、何回かやって、そういったのも発信するのもいいんじゃないかなと思うんですが、最後に答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

現在ですね、周知を行って、PRしていくのが重大なところなんですけど、議員の意見も貴重な意見として拝聴して、対応できるか。検討していきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第66号、補正予算について質疑いたします。

今、一緒なんですけど、58ページ、10款6項1目14節、オートキャンプ場これ、私も整備した後を見て、草がかなり生えていて、これオートキャンプ場としてどうなのかというところもあったんですが、今は実証実験中であるというところと、今後どのように展望、展開していくのか、この辺楽しみではあるんですけども、今回、オートキャンプ場洗い場屋根設置工事がされるというところで、これはあれですか、何か小出しにといいいますか、少しずつ整備して仕上げていくものなのか。予算を立てて一気にやっていくものなのか、この辺の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 8番與那勝治議員のただいまの質疑について説明いたします。

10款6項1目14節工事請負費、オートキャンプ場洗い場屋根設置工事についてなんですが、追加工事等は小出しに対応していくのかという件についてなんですが、今回の工事については、必要最低限のものではないかということで、6月にオートキャンプ場整備はしたんですが、追加工事が必要ということで、計上させていただきました。

必要なものについては、いろいろ、これから実績が上がってきますので、利用者の意見等も拝聴しながらですね、検討していきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 必要最低限の整備というところでありましたが、この運動公園、私はウォーキングしたりして使ったりもするんですけども、プライバシーというんですか。やはりオートキャンプ場だけ、グラウンドを利用している人からも結構見られるところがあるかなと。オートキャンプしながら他人の目にさらされているような気もして、楽しみに来てるのが、楽しめなくなるんじゃないかなというふうにも思ったりもするんですが、その辺の視線を含め、このプライバシーをどう確保するかとか、その辺、どのような見解なのか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

オートキャンプ場のプライバシーについてなんですが、指定管理者のホームページでは、写真のほうも掲載して、受け付けはアプリを使って行っております。今のところ、実績が上がっていないところなんですけど、できる限りプライバシー、泊まる方、また公園を利用されている方のプライバシーもあります。その辺は、当初から懸案事項ということで、認識しているところがございますので、実績を積み重ね上げながら対応すべきものは対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今後ですね。いろいろ要望等、実証していく中で、いろんな要望等が出てきた場合において、その中で予算を組んで、いろいろ整備できるところは整備していくのか。

先ほど答弁したか、説明したかちょっと忘れちゃったけれども、この辺、今後の展望ですね。この辺はやはり村長に伺いたいと思うんですが、オートキャンプ場としての展望をお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えをしたと思っています。

整備の充実の拡充という内容の質疑だというふうに認識をしているところでありまして、先ほど9番議員からもありましたとおり、周知の徹底も図るべきだと、まさにそのとおりですね。ただいま私の友人を介していたんですけども、東京のマガジン社、このオートキャンプ専門のマガジン社の取材の申し込みもありまして、今、年明けにも調整をして取材を受けていこうと思っているところでありまして。調整の段階に入っております。

その中において、この整備の拡充におけるアドバイス等々ですね。来週にも、私の友人がまた今、北海道から南下しておりまして、来週沖縄入りをして宿泊等を、キャンプ場のほうに宿泊を予定しているところがございます。

そういう中でも、いろんな角度からのアドバイス、整備の拡充に向けて、また周知の徹底も図っていくというお約束を取り付けている状況であります。そういう中で、小出しにこの整備をしていくのではなくて、総合的に勘案しながらいろんな制度を使って今後、運動公園の整備の充実に向けて、鋭意努力をしていきたいというふうに思っているところでありまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第66号、補正予算について。歳出について、52ページの10款教育費、2項小学校費の17節備品購入費の今帰仁村立学校情報機器整備事業の1,000万円余りについての詳細と、54ページの10款教育費、3項中学校費、17節備品購入費、同じく今帰仁村立学校情報機器整備事業についての詳細を伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑についてご説明いたします。

52ページ、10款2項2目17節備品購入費、今帰仁村立学校情報機器整備事業でございますが、昨年度整備いたしましたタブレット端末ですね、1人1台ずつの整備というところで整備してきましたけれども、それについては昨年説明いたしましたとおり、パソコン教室に入っているパソコンの台数も含めて、各児童1人1台ずつの整備を行ってきました。整備をして今、授業等で活用しているんですけども、その活用する中で、どんどんどんどん活用の頻度が高くなってきましたので、タブレット自体を各生徒、児童生徒1台ずつ整備する必要があるということで、不足分の整備と、あと故障というか、ちょっと壊してしまったタブレットもありますので、予備機を持っておく必要があるということで、予備機を購入する。

あとですね、これはもう大分、年数もたっておりますけれども電子黒板、黒板のテレビ、大型テレビになりますが、その整備が幾つか入っております。

小学校費ですね。10款2項2目17節については、タブレット端末の整備に1,031万9,980円、これを台数にしますと151台です。テレビが7台で65万9,120円。合計で1,097万9,100円になっております。

続いて54ページの10款3項2目17節の備品購入費についても、内容は同じでございます。タブレット端末、不足分が24台、あと予備分として25台、計49台購入する予定です。プラステレビですね。テレビが11台です。金額にしますと、タブレット端末のほうが333万1,020円と、テレビのほうは11台で103万5,760円

の合計436万6,780円となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今の説明で、これまではパソコン教室に設置してあるパソコンの台数も含めてのタブレット端末の台数といいますか、その台数だったのが不足分とか予備分とか含めて、今回、この台数を購入をしていくということですが、そうするとこれでもう全部を生徒に配布は1人1台ということで、1人1台活用していくということで、できるということで理解しました。

今後またこの台数で、みんなで今後このタブレット端末を活用して授業等にも活用していくというふうに思うんですが、関連ということでこれ購入、もう全部1人1台配布というふうになっていくと思うんですが、前にも同僚議員から一般質問でもあったかと思うんですが、お家に持ち帰って今後は条例といいますか。そういったのを整備して、お家にも持ち帰って活用できるようにもしていくというふうに思うんですが、これはもう、この台数が全部そろったら、そういう方向でお家に持ち帰って、活用していくというふうになっていくのか、考えているのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

すみません、先ほどの不足分というのは、先生方の分も含めての不足分でございます。

ただいまの質疑にありました、家に持って帰ってということでございますけども、今現在も申請があれば家に持って帰ることは可能です。

ただし、家に持って帰って、もう自分のものだということになってしまうと、ちょっと使い方とかも荒くなってきますので、一月単位で保護者が申請する形で家に持って帰るということは、現在でも行える状況にはしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。

今、保護者のほうから申請があれば、そういうふうにお家に持ち帰って、家での学習も一月単位ということで、できるということであるんですが、今帰仁村のほうでブロードバンド整備ですか、これもどんどん進めて3月いっぱいでしたか、には終わるということであったと思うんですが、これは持っていきたい生徒がみんな持っていくとなると、まだ整備されていない地区もあつたりするんですが、4月からは、この小さな機械が、W i F iですか。小さいルーターじゃなくて、ちょっと忘れて……。休憩求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ポケットW i F iなどを活用しながら今は対応をしていると思うんですが、これも全員、もしコロナでまた臨時休校とかになった場合には、この生徒分ですね、機器がそろえていけるのかどうかも含めて答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの議員の質疑についてご説明いたします。

昨年も整備した時に同様な質問がございましたが、ポケットWi-Fiについては、村のほうでは整備はしていません。購入契約等をしておりません。これはいつ起こるか分からないもの、休校等ですね。年間契約を何台するのかということも含めてですが、そこについては、ちょっと活用が厳しいというところで、中学校のほうで家庭でのWi-Fi環境のアンケート調査を行った結果、家にWi-Fiがある、または家にWi-Fiがあつて、学校が例えば休校等になった場合に、活用してもいいという回答が大体75%ぐらいございましたので、残りの25%については、分散しての登校等でも対応できるのではないかとこのところで、ポケットWi-Fi等の準備はしていない状況です。

それから、総務課のほうで進めています村内のインフラ、高速インフラの整備によって、今よりは、どんどん家庭でのWi-Fiの状況が率も高まるのかなというところは期待しておりますので、それによってもうちょっと利用頻度が高まっていければいいなというふうには考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第66号、歳出について伺います。

今、質疑のありました、52ページの10款2項17節備品購入費の中の情報機器整備事業ですね、大体今、理解いたしました。タブレットのさらなる購入ということで理解しているところなんですけれども。先ほど壊れての予備も含めてということで説明いただきました。これは最初の整備に当たったのときの質疑とかでもあったのかちょっとすみません、忘れてしまったんですが、これ今も一月単位で申請すれば、家に持ち帰って活用できるということで、これはとても子供も触れた方がいいと思うので、いいことだと思っ

ているんですが、この場合の今、予備で保証が壊れての予備の分までということだったので確認させていただきたいんですけど。この壊れた場合の保証の部分と、あとその際に代替品があるとか、修理でどうとか、この辺の今の現状ですね、どういう形になっているのか確認させていただきます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑について、ご説明いたします。

今現在、故障しているのがですね、今婦仁小学校に行つて1台、天底小学校で1台、いずれもタブレットの何て言うんですか、パネルのところを落としてしまって、パネルのほう割れてしまったというところで、これには修理でお金がかかるということです。

昨年、導入するに当たって、保証も入れたらどうかという話がありましたが、1台、保証を入れるのに、5年間で大体5万円から6万円ぐらいかかるということで、それだったらもう買い換えたほうがいいですよという、業者からのお話もございましたので、これは買い換えるということにして、保証は入れておりません。今回落として割ってしまったんですが、その故障するに至った経緯というか、あまり乱暴に扱ってやったものについては、ある程度保護者に負担いただくというふうに、貸し出しする場合には、保証いただく場合がございますということでお伝えしております。ただ学習する上で誤って落として割ったというところについては、そこまでの気を使いながら触っていく、活用していくというのはちょっとどうかというところもありますので、その辺も含めて、予備機はある程度台数が必要なのかなというところで、今回整備するというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの説明で理解いたしました。

天底小学校と今帰仁小学校で1台ずつということで、理解いたしました。確かに5年で1台5万円でしたか。保証を入れるよりは、2台であれば、確かにトータルで見ればいいのかなと思っていますし、子供たちの積極的に活用を進めるに当たっては、やはりどうしても子供が扱うものですので、出てくるのかなということも含めて、予備を購入しているということで理解いたしました。

また今後、多分低学年にも、貸与していくというところも出てくると思いますので、その辺も合わせてやはり、さらに取扱いとかの部分で不慣れな部分も出てくるかと思っていますので、その辺の指導等も既にされていると思いますけれども、家庭での使われ方とかもですね、しっかりと効果のある使われ方というのが求められてくると思いますので、その辺の今後の低学年まで含めてやっていくという中での、村の考えを伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃいましたとおりに、授業でどんどん活用してもらおうというのが一義的に目的でもありますので、どんどん使ってもらいたいなと考えます。

ただこれが学校の備品でもあるということで、大切に扱ってくださいというのは、おのずとこれは学校の何に対してもそうですが、大切に扱ってくださいというのは児童生徒に説明していくことにはなりません。だからといって、あまりこう萎縮するような扱いにはしたくないなというところを考えているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第11. 「議案第67号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入、歳出、一括の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第12. 「議案第68号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入、歳出、一括の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第13. 「議案第69号 令和3年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題といたします。

これから収益的収入及び支出、資本的収入及び支出。一括で質疑を行います。  
 質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時22分)

日程第14. 「議案第70号 令和3年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題といたします。  
 本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第70号

令和3年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,423万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,261万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月20日提出  
 今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,159,464	357,547	1,517,011
	2 国庫補助金	592,470	357,547	950,017
19 繰入金		851,787	16,686	868,473
	1 繰入金	851,787	16,686	868,473
歳入合計		8,408,377	374,233	8,782,610



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		2,226,348	368,193	2,594,541
	1 社 会 福 祉 費	1,259,671	276,420	1,536,091
	2 児 童 福 祉 費	966,677	91,773	1,058,450
4 衛 生 費		531,317	40	531,357
	2 清 掃 費	213,993	40	214,033
8 土 木 費		539,820	6,000	545,820
	3 河 川 費	53,000	6,000	59,000
歳 出 合 計		8,408,377	374,233	8,782,610

この補正予算は子育て世帯への臨時特別給付金10万円にかかるもので当初5万円を年内に現金支給ですすめておりましたが、10万円年額を年内支給するものとなっております。また住民税非課税世帯等に臨時特別交付金10万円にかかる補正予算となっております。以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入、歳出、一括質疑を行います。質疑ありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 6ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務費補助金3億5,754万7,000円が計上されています。

9ページ、3款民生費、1項社会福祉費、18節の負担金、補助及び交付金、非課税世帯等に対する給付金2億5,000万円。

それから10ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金事業9,000万円。

以上の詳細について、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明いたします。

6ページ、15款2項1目1節総務費補助金3億5,754万7,000円につきましては、先ほど村長からも説明があったかと思えますけれども、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金事業及びその事務費となります。

なお、非課税世帯等に対する臨時給付金については、1世帯当たりの世帯員全てが非課税となることが条件で10万円の給付となります。併せて子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、去る11月にも補正をいたしましたけれども、子育て世帯の臨時特別給付金ということで5万円の現金給付を行うことになっておりましたけれども、国の方針の転換もありまして、5万円の先行給付の後、5万円をさらに給付してもよし、また5万円の先行にプラスクーポン券、もしくは10万円一括で給付も可能だということで要件が増えましたので、本村につきましては、先行交付の残りの分の金額5万円を現金給付という形にしておりますので、その予算という形になります。

歳出9ページ、10ページについても同様な内容でございます。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 これは支払いについて、年内に給付予定なのか、年明けなのか。

それから、対象者ですね。何名の方々が対象になるか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

子育て世帯の臨時特別給付金は先行の5万円と、その後に今回、財源補正された5万円、合わせて10万円につきましては、プッシュ式の交付ということで、児童手当の該当している世帯につきましては、あらかじめ600世帯、1,300人のお子さんの分を年内の給付を目指して今、準備を進めているところでございます。

あと、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、現在準備を進めているところで、準備が整い次第、手続を始めていくというところで、今回の予算が議決されましたら、システム改修などを進めていきながら、年明け以降に振り込めるように予定をしています。恐らく2月になるのかというところで想定しています。

対象者は、昨年の非課税世帯、全員が非課税という状態がおおよそ2,000人ほど、2,000世帯ほどみまして、それ以外にも家計急変世帯も対象となっておりますので、その世帯を500世帯というふうに見込んでおります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今、説明があったかと思うんですけど、改めて課税世帯について、いつ頃の給付があるのかどうか。

それから生活保護者の方々は、全く同じだと思いますけれども、これは同額でしょうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

こちらで何度も説明しておりますけれども、これは課税世帯ではなくて、非課税世帯に給付するものでありますので、課税世帯につきましては基本、対象外になっております。ただし、家計が急変した場合に関しては、申請調査のもと対象になり得る場合もあります。

また生活保護の方に関しても、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は支給されます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出について質疑をいたします。

10ページ、3款2項児童福祉費、2目、10節から12節事務経費だとは思いますが、詳しい説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時35分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

10ページ、3款2項2目、10節から12節の件につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の部分であります。先行分については、先ほどお話ししました11月の議会で計上しておりますが、これにつきましては当初、予算計上の準備の段階では行政の事務の準備の都合上で、年内の10万円、一括10万円が厳しいのではないかとということもありましたので、順調にいても5万円の先行交付後、また年明け5万円の先行交付をするために再度、対象者世帯に通知をしまして贈与契約の形の手続をとらなければなりませんでした。

ただし、先週末ですか、当初先行投資で行った通知が、この一括で10万円、金額が増えた場合、もしくは追加で振り込む場合によっても、その贈与契約が先行分で送付したものが贈与契約の成立とみなすということもありましたので、そういった部分で使うための医療費に関しては封筒代とか、そういった世帯分の切手代、あと委託料につきましては、先行5万円ですしておりましたので、10万円にする際のまたシステムの改修等がありましたから、そういった部分も含めて計上して、事務費として計上しているということでもあります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 理解いたします。

先行でかかった事務経費と、新たに事務経費も出てしまったというところは、これ致し方ないのかなどは思っております。なにしろ年内、一括で10万円給付されることについては、子育て世帯としても、大変評価したいところと思いますので、ぜひ、しっかりやっていただければなというふうに思います。終わります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第70号、歳出について。12ページ、8款3項1目14節の工事請負費、令和3年度軽石撤去工事ということで、600万円の予算が計上されておりますが、その詳細について、伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 2番上原祐希議員の質疑に対しましてご説明いたします。

600万円の工事費ですが、議員も分かるように月曜日ですか、港川を現場視察いたしまして、港川の軽石撤去を行います。汚濁防止ネットも張って、河川に軽石が入らないように、20メートルの汚濁防止ネットを張って対策を練る予定です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時42分)

ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 歳出について、質疑いたします。12ページ、今、同僚議員の方からも質疑がありました。この港川河川維持費の14節工事請負費なんです。この財源について、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 11番嘉陽 崇議員の質疑について説明いたします。

12ページ、8款3項1目の14節工事請負費でございますが、そのページにも記載されておりますが、今

回の600万円については、一般財源を充てております。ただ、この予算の成立をもって、県の方には特別交付税の基礎数値として、この金額を報告する予定となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今回の説明で600万円については、一般財源からということで、これをまた県のほうに、予算成立後に基礎数値ということで、特別交付税の申請といたしますか。その数値に使うということですが、特別交付税ですね、今帰仁村単独の事業であるんですが、一応5割とかというふうな、新聞での報道もあつたりですね。そういったこともあるんですが、この新年度予算を組むときにでも、やっぱりこの特別交付税が幾ら入ってくるのか、どれくらい入ってくるのか。前もって、これは県との調整とか、国との調整とかやり取りもできたりしたら、特別交付税がこれくらい入ってくるんだよというのが分かれば、予算も組みやすかったりすると思うんですが、この辺ですね、基礎数値ということで、今からこの数字の報告をするということであるんですが、前もってある程度は県の方から、この河川の工事に限らずほかの軽石対策事業で、この特別交付税、大体どのくらい見えますよとか、そういった事前のお話とかはされているのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この軽石撤去工事等に係る財源手当といたしますか、特別交付税でございますが、県内の各市町村への県からの照会がありまして、それを1月6日でしたか、8日のいずれかだったのですが、それを期限をもって報告するようになっております。

今回、今帰仁村で報告する数値としましては、今回の補正予算の600万円と、先に計上していただいた漁港区域での軽石撤去工事、そちらのほうが該当いたします。ただ、その予算額は報告されますが、それに対して交付税が幾ら入りますとかというのは、パーセントとかで確定されているものではございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時47分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 はい、分かりました。

特別交付税の割り当てについては、確約はされていない、約束されていないということで理解したんですが、この特別交付税が、やはりこれは災害でありますので、約束、確約を国の方から取付けなければ、市町村、我々今帰仁村は、これだけ海岸が広くて自然豊かであるんですが、財政力が、財政規模からすると、海岸や河川に漂着する軽石の量がもう本当に多くてですね、本部町、今帰仁村、名護市と、これだけ大きな被害を被っている地域として、まとめて国や県のほうにも要請していかなければいけないというふうに思います。

村長のほうで12市町村長会で、広域で国のほうにも県のほうにも要請を行っているわけですが、その中でやはりこの特別交付税を約束させるというのは、大切なことだというふうに考えております。議長会のほうでも北部12市町村議長会のほうでも広域から要請しまして、そしてまた我々議員団のほうでも

できることとすれば、他市町村とも連携しながら行っていくべきであろうというふうに思いますが、今帰仁村一人勝ちということは、やはりできませんので、他市町村とも連携しながらいけないというふうに考えておりますが。

そこで村長へ伺いますが、どうしてもこの特別交付税というのは、確約させるというのは、必要なことだというふうに考えますが、副村長も広域のほうから今帰仁村の副村長として就任されておりますので、ぜひともご相談されながら、このことについて12市町村会でも議題として上げてですね、特別交付税、ぜひ国のほうにも約束いただけるような要請というか、そういった話し合いは大切だろうというふうに考えますが、村長の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時51分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑についてお答えをしたいと思います。

この軽石問題でございますけれども、やはり村内のあるいはまた県内の漁業者、観光業者は甚大な被害を被っているというふうに認識をしているところでございます。

議員仰せの、この特別交付税の獲得に向けましてということでもありますけれども、県、町村会、一つになって東になってと申しましょか、しっかりこれは意思疎通を図りながら、国、県に要請をしまいたいと思っている次第でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出について質疑いたします。10ページ、児童措置費の10節、11節、12節と、今回10万円を一括で支給するということで、とてもスピード感があって、やはり子育て支援であり、またコロナ禍で経済が冷え込んだ中での経済の上昇ために、スピード感を持って対応したことは大変素晴らしいというふうに思っております。

そこでまたお伺いしたいのは、これもクーポンだった場合に、この事務費っていうのは大体およそどれぐらいの計上を予定していたのか。またそれはまた一般財源の中から負担があったのか。その辺、今回、事務費が170万円ぐらいなんですけれども、これがもしクーポンだった場合にはどれぐらいの事務費がかかったのかということをお伺いしながら、この説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

10ページ、3款2項2目の子育て世帯への臨時特別給付金事業の件なんです、それがクーポン5万円の先行給付金とこれを合わせて5万円のクーポン券の選択もあるというところで行なっていますけれども、その準備の費用に関しては、こちらについてはまだ積算はしておりません。

ただし、作業の内容からすると子育てサービスの提供事業者と契約をして、子育てに関する物品等の小売店を登録して、そちらで買えるクーポン券を発行します。そのクーポン券を利用者はですね、その世帯は現金と同様に、その券を持って買い物をするという形です。そのために、登録事業所との契約を含めて換金作業、そういったところも含めた形で経費と時間がかかるだろうと。

基本、今の福祉保健課の中では、そういった業務をコロナ禍の中、その他の給付金、コロナ接種となると、どうしても委託せざるを得ないような状況になるだろうと。その分、通常の現金給付よりは、費用がかさむだろうと考えていました。

当初、そういった特別な場合に限り、国は当初、6月までクーポンを発送できない場合、クーポン券を発行してそのシステム等ができない場合は、現金給付も理由によっては認めるということでありましたので、非常に私たちのところに関してはその作業量、実際に速やかな交付、給付というんでしょうか。そういったものを鑑みると、当初、国の動向が非常に、日に日に変わるような状況でしたので、まだ積算まで至っていなかったというところでは、この件につきましては、国についてもIDによるこの商品購入、携帯などを使ったのも積極的に進めなさいということでしたので、それまでですとかなりの費用がかかっていただろうなというところは、想定されておりました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時56分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時56分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、課長の方から説明いただいて、今の話を聞いているだけでも、いつ支給されるかも分からないような状態だったのかもしれないなというところでは、今回の、また年内での一括給付ということでは、すばらしい判断だったなと思っています。

確かにこれは、今コロナ禍でまた、もしかして3回目の接種とかの準備とかいろいろ忙しい中では、こういった事務的負担っていうところで、余計に混乱を招くようなことよりは、早く進められるものはどんどん進めていきながら、またこれから来る問題とかにすぐ対応できるような体制をとるということで、すばらしい判断だと思いますので、これがまた今後、年内、間違いなく支給されるような形で、頑張っていたらなと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 先ほどから出ていますが、10ページの子育て世帯への臨時特別給付金のところでは、

今、最初、副村長の説明と課長の説明でも十分内容を把握して、各議員もそれぞれ言っているんですが、この前回、11月24日の臨時会が出た時と事務費を比べると、もうこの職員手当等々、あと使用料及び賃借料ですか、このプレハブ等が減って、それ以外は一緒のように計上されているなというふうに感じております。

全て公費負担だから、全部もらってもいいんじゃないという考えもあるかもしれないんですが、これも元々は我々が納めた税金ですので、こういうのをほかの自治体も一丸となってやれば、全部に利益がでることなので、本当にスピード感を持って取組んでくれたことは、とても感謝というか評価したいと思っています。

ですが、またこれをやるに当たって職員の負担はやはり、多少なりとも最初は5万円でやろうとしたのがまた10万円とか、いろいろとまたシステム改修とかもいろいろ大変だと思いますので、そこをやはりこういう決断したのは各自治体のトップ、つまりうちは村長ですので、村長の思いでこれをやっというところ

いう思いであると思いますので、ぜひですね、一番しゃべりたがっているかもしれない村長のこの10万円、年内で給付していくという決断したことの説明、答弁を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの1番島袋 誠議員の質疑にお答えをしたいと思います。

やはり子育て世代を支援するという、大きな大意を上げまして、そういう趣旨でありますので、やはりこれは速やかにこれは支給をせねばならないという思いと、かつ村民の皆様の期待に寄り添いたいというお思いにかられまして、課長をはじめ担当課の皆さんに非常にお骨折りいただきまして、専心して今回、現金一括給付にしたという経緯がございます。

しっかり支給方法につきましては村民のニーズ、そして利便性、給付にかかるコスト、そして支給時期などを鑑みて一括給付に、給付の措置にかじを切ったということでございます。まず1日も早く村民の皆様に届けてあげたいという思いが第一義的であったということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第70号について質疑いたします。

10ページ、3款2項2目、先ほどからありますように子育て世帯への臨時特別給付金事業、10万円分のクーポン券ということで、ある意味、日本銀行券10万円分ってことなんですけども、これプロセス的に先ほど説明あったかもしれないんですけども、このプッシュ型、この辺の説明ですね。再度求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 8番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

プッシュ型で給付をするということで、先ほど6番議員にも説明いたしました。対象者についても、1,300人、600世帯ほどと言いましたけど、これはあくまでも年内に給付できるプッシュ型に対象となる人数であります。それ以外の方になると約800世帯、1,800名ぐらいが総勢いますけれども、プッシュ型というのは児童手当の情報を各自治体保有しておりますけれども、その児童手当の住民情報を活用した中で、速やかに児童手当が振り込まれている口座に振り込むという形で、対象世帯の申請がなく、各自治体が所有している情報を基に振り込む方式がプッシュ型という方式であります。

残りの児童手当の対象とならない高校生以上、18歳までの世帯につきましては、児童手当の情報も古いものですから、また世帯の所得情報も、直近の情報がないものですから、あくまでも申請方式という形になります。なので、対象者全てに年内が振り込むのではなくて、児童手当のプッシュ方式のみが年内、高校生以上については、今後申請をしてもらって振り込むという形になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 児童手当が振り込まれている世帯に対して、以前の説明の中で、何か通知が来て、「私たちは要りませんよ」というものがなければ振り込まれるというようなところがあったと思うんですけど、これまた再度こういう通知を出すのかどうかとか、この辺の一連の流れといいますか、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

前回もお話ししましたが、この本給付金の法的性格は、民法による贈与契約という形になります。贈与契約というのは、一旦行政からその対象世帯に5万円を子育て関連の費用として振り込みますということで意思確認をして、その振込拒否がない場合には契約が成立したのものと振り込むという形になっております。

ただし、これにつきましては12月8日の日で発送して、届出の最終が先週金曜日、12月17日まででした。それまでに申出がない世帯に関しては、贈与契約が成立したのものと振り込みいたします。これは当初、あくまでも先行給付金の場合でしたけれども、国はこの先行給付金で、贈与契約を成立させたものに関しては10万円の金額を増やしても、その契約が認められると示されておりますので、先行契約の際にした手続をそのまま引き続いて、10万円を直接振り込むということには何ら問題はないというような判断であります。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 17日に済んでいるというところで、じゃああとは振り込むだけというところであれば、大まかにいつ頃、今議会が通ったらすぐに振り込まれるのかどうか、その辺は見えてくると思うんですけども、大体いつ頃とかというのが分かりましたら、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この追加補正で残りの5万円分の費用の計上もしておりますので、それが成立しましたら、明日以降に準備を進めて、今年、今月27日月曜日付で、対象者の口座に振り込まれるという予定をしております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第15. 「議案第71号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第71号

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,465万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入



歳出それぞれ20億1,934万4,000円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月20日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		28,277	△17,908	10,369
	1 国庫補助金	28,277	△17,908	10,369
6 県支出金		1,617,379	△17,394	1,599,985
	1 県補助金	1,617,378	△17,394	1,599,984
10 繰入金		166,018	10,646	176,664
	1 他会計繰入金	166,016	10,646	176,662
歳入合計		2,044,000	△24,656	2,019,344

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		84,955	△24,656	60,299
	1 総務管理費	83,779	△24,656	59,123
歳出合計		2,044,000	△24,656	2,019,344

以上です。

- 座間味 薫 議長 これから歳入、歳出、一括の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第16. 「報告第11号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)1工区)」、  
 日程第17. 「報告第12号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)2工区)」、  
 日程第18. 「報告第13号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)3工区)」、  
 日程第19. 「報告第14号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(機械設備工事)」を、一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第16. 「報告第11号 専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区）」、日程第17. 「報告第12号 専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区）」、日程第18. 「報告第13号 専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区）」、日程第19. 「報告第14号 専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工事）」を、一括議題といたします。

本件について、提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年12月20日提出

今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区
議決された契約の金額	¥395,010,000
専決処分した契約の金額	¥3,080,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年12月15日

今帰仁村長 久田 浩也

変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。

続きまして、

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年12月20日提出  
今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区
議決された契約の金額	¥294,800,000
専決処分した契約の金額	¥1,210,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年12月15日  
今帰仁村長 久田 浩也

めぐりまして、変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。

続きまして、

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年12月20日提出  
今帰仁村長 久田 浩也

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区
議決された契約の金額	¥309,430,000
専決処分した契約の金額	¥990,000

#### 理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年12月15日  
今帰仁村長 久田 浩也

変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。  
続きまして、  
報告第14号

#### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年12月20日提出  
今帰仁村長 久田 浩也

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工事）

議決された契約の金額 ￥165,550,000

専決処分した契約の金額 ￥2,970,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年12月15日

今帰仁村長 久田 浩也

変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

（散会時刻 午後3時18分）